

記入上の注意

【（早期給付申請・一般申請）について、当てはまる方に○をつけてください。】

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について記入してください。休学許可を受けている場合は、その期間についても記入してください（基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は支給対象外）。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、7月1日（早期給付の場合は4月1日）現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)①は、高等学校等就学支援金の手続きのため、書面で保護者全員分の非課税証明書等を提出している又はオンライン申請システムで個人番号カードを使用して収入状況を取得した場合に該当します。
- ニ (2)③に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 - (2)③の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合に該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑥又は⑦（又は（3））のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ホ (2)②、④又は⑤に該当するときは、保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ヘ 生計維持者とは、
 - (1)生徒に父母がいる場合
 - 当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ。）
 - (2)生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の①～④に掲げる者である場合
 - 当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - ①満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - ②満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - ③満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - ④そのほか、社会的養護が必要と認められる者

- ト (2)②に該当するときは、父母全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- チ (2)⑥又は⑦に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

- リ ~~家計急変世帯で申請後に年収見込額に変更があった場合、その旨申し出てください。~~

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ロ 奨学のための給付金の受給可能回数は、全日制高等学校等に通う場合は通算3回、定時制・通信制高等学校等に通う場合は通算4回、高等学校等専攻科に通う場合は2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）までです。これを超えての受給はできません。（早期給付分は除く。）
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- ホ 奨学のための給付金の申請後に課税額の修正があった場合は、県内の学校に在学している方は学校に、県外の学校に在学している方は埼玉県総務部学事課に速やかに連絡してください。
- ヘ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。